

代表者

山上  
文恵

## 行政視察報告書

令和6年10月31日

呉市議会議長様

呉市議会議員

奥田 和夫  
久保 東

次のとおり行政視察したので報告します。

### 1. 視察期日

令和6年10月8日（火）～令和6年10月10日（木）

### 2. 調査項目

千歳市 道央廃棄物処理組合焼却施設  
「焼却施設の建設と環境配慮への取組について」

---

旭川市 北鎮記念館  
「軍都旭川の歴史と平和の大切さについて」

---

旭川市 議会事務局（旭川市総務部総務課、旭川市いじめ防止対策推進課）  
「自衛隊への名簿提供について」  
「いじめ問題解決へのプロセスと条例制定について」

---

江別市 ココルクえべつ  
「社会福祉の新たな地域モデルについて」

---

### 3. 参加議員

山上 文恵、奥田 和夫、久保 東、院去 裕

### 4. 随行者

議会事務局議事課 課長補佐 蔦村 和雄

■調査先 千歳市 道央廃棄物処理組合焼却施設

■調査日 令和6年10月8日(火) 15時00分~16時30分

■調査項目 「焼却施設の建設と環境配慮への取組について」

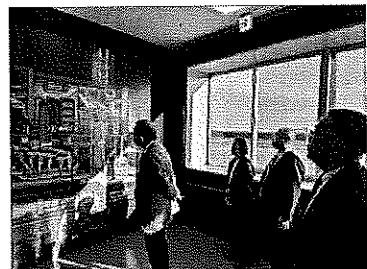
■対応者 道央廃棄物処理組合 事務局長 大和 隆之  
事務局次長 志村 敦  
総務課長 小川 大輔  
企画課長 津坂 富士雄  
施設課長 石村 優幸  
施設課係長 大野 貴博



### ■調査目的

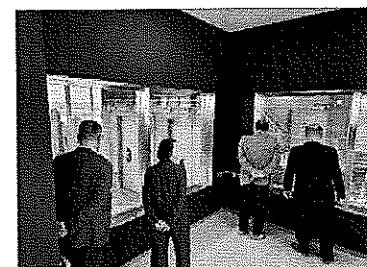
呉市では、次期ごみ処理施設の整備及び運営に係る事業者選定を進めています。

令和6年4月に運転開始を始めたごみ焼却施設を現地視察することで、効果的な施策の立案に役立て、現行の法や環境配慮の考え方など情報収集にあたる。



### ■調査内容

【施設概要】平成26年2月、廃棄物焼却施設及び最終処分場の設置、管理運営を目的として千歳市に設立され、千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町の2市4町でごみ広域処理を行っている。関係市町の人口は、188千人(令和5年10月1日現在)である。



【説明内容】平成28年3月ごみ処理広域化基本計画を策定、令和2年焼却施設建設工事着工、令和6年4月ごみ焼却施設の運転を開始した。

整備方針は、ごみを安全かつ安定的に処理できる施設、環境にやさしい施設、循環型社会に寄与する施設、経済性を考慮した施設である。

事業方式は、運営管理費の削減が期待できるD B + O(公設+長期包括的委託)方式を採用している。

建設工事12,277百万円、施工監理業務49百万円、工事、業務とも防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用している。

20年間の業務委託契約金額は、13,054百万円である。

施設の処理能力は、158t/24h(79t/24h×2炉)、焼却対象物は、可燃ごみ、破碎選別処理後の可燃物、資源化処理残渣、生ごみ堆肥化処理残渣である。焼却に伴って発生する熱を改修して発電を行い、施設内で利用し、余剰電力は電力会社に売却している。

### 【質疑応答】

Q1 余熱を活用した売電収入の見込み額について

A 年間60百万円程度を見込んでいる。

Q2 災害ごみの置き場所について

A ごみ焼却場に隣接する空地はあるが、各自治体が確保する。

Q 3 ごみ収集の方法について

A この施設はごみを焼却のみ。収集は各自治体が独自の設計をしている。

Q 4 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の条件等について

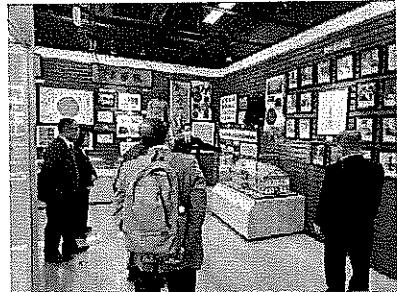
A 防衛施設のある千歳市、長沼町が該当する。最高で2分の1の補助があるが、各市担当部署で調整している。

### ■呉市での展開の可能性

説明された方から「呉市の計画は分別収集の割合が低すぎるので」といった感想が述べられていました。施設の整備計画の中で、どう検討されたのか確かめたいと思います。また、処理工場の建設費が約66億円、プラントは49億円でした。「日本環境衛生センター」の廃棄物処理施設の整備等に係るコスト削減方策について（提案）ではコスト削減のために建物はそのまま生かしながら、プラントのみやり替える方法が提案されています。プラントと建物の耐用年数が全く違うわけで、呉市の現在使用の建築物は約60年の耐用年数があるわけですから、あと30年は使えるという見方です。これらを含め、事業の可能性を精査するよう、意見を述べていきたいと思いました。（奥田）

■調査先 旭川市 北鎮記念館

■調査日 令和6年10月9日（水）  
11時00分～12時00分



■調査項目 「軍都旭川の歴史と平和の大切さについて」

■対応者 北鎮記念館 菅谷 博士

### ■調査目的

呉市は海軍、旭川市は陸軍の拠点として、街が形成されてきた共通の歴史がある。呉市には海上自衛隊が公開する「てつのくじら館」と市が公開する「大和ミュージアム」があり、「北鎮記念館」は旭川市の陸上自衛隊がどのような視点で歴史を公開しているか調査する。

### ■調査内容

【説明内容】旭川市は、北海道の中央部に位置し、道北の経済・産業・文化の中心地にあり人口約32万人の中核市。旭山動物園があり、年間約500万人以上の観光入客数があることから、札幌市、小樽市、函館市と並ぶ北海道の観光都市として知名度が高い都市。

北鎮記念館は、陸上自衛隊旭川駐屯地隣に位置しており、北海道の防衛と開拓の歩みを伝える歴史伝承の場として、1983年4月に開館した。

歴史的意義として、北鎮記念館は旭川市の発展と地域の歴史を後世に伝える役割を果たす。また、展示内容は、旭川の自然、歴史、文化に関するさまざまな展示があり、地域の特色を感じることができる。

北海道の防衛と開拓に携わった屯田兵や旧陸軍第七師団の歴史や戦後、警察予備隊、保安隊の時代を経て、陸上自衛隊第2師団の活動等、防衛と開拓を物語る貴重な資料を展示する。

## ■呉市での展開の可能性（所見）

建物には「博物館」の名称をつけていましたが、博物館法に基づいたものではありません。屯田兵の説明はされても原住民の説明、展示はされず、戦争への評価も一面的に見受けられました。

博物館法に基づく博物館は「歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し・・・」

呉市の大和ミュージアムの改修費が補正予算で組まれたが、博物館法に基づいたものに改修されるのか、しっかりした提案をしていかなければならないと思います。また学芸員体制がどう担保されるのか。歴史の負の側面、先の戦争の加害の側面の展示なども改善の提案を積極的におこなっていきたいと思います。（奥田）

## ■調査先 旭川市 議会事務局（旭川市総務課）

■調査日 令和6年10月9日（水）14時00分～15時00分

## ■調査項目 「自衛隊への名簿提供について」

■対応者 旭川市議会事務局 次長 宮川 真二  
旭川市議会事務局総務課 課長補佐 工藤 貴徳  
旭川市総務部総務課 主査 安江 孝明  
旭川市総務部総務課 鶩塚 美佐子



## ■調査目的

自衛隊員募集に使う名簿提供について、呉市では書面で提供し、個人情報に関わる問題であるのに除外申請もできない。

旭川市では提供はするものの、除外申請の制度を取り入れるように先進面があり、先進面や法の考え方を学ぶ。

## ■調査内容

担当の総務係の方に自衛官募集事務に係る募集対象者の情報提供の沿革の説明や法の考え方の説明を受けた。

旭川市では自衛隊旭川協力本部から自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき紙又はデータでの提供依頼を受け、住民基本台帳法第11条1項に基づき情報提供していた。

令和3年2月防衛省・総務省連名通知が発出

令和4年5月紙媒体での情報提供開始

令和5年3月から除外申請制度開始

令和5年から除外申請を実施した。市民広報誌、市ホームページ、SNSで周知。令和5年に1カ月間、紙での申請を行った。令和6年度から、報道にも依頼して周知をはかり、申請期間を1カ月延ばし2カ月にし、申請方法を紙での申請に加え電子申請を加えたら除外申請が10人から26人に16人増えた。

法制度は、自衛官募集事務は市町村の「法定受託事務」と定められ、自衛隊法第97条第

1項で市町村は「政令で定めるところにより事務の一部を行う」と規定。自衛隊法120条で「必要があると認める時市町村に必要な報告、資料を求めることができる」と規定。令和3年に防衛省・総務省連名通知が行われ、「住民基本台帳の一部写しを用いることは、住民基本台帳上、特段の問題を生じさせない」とされている。以上から法令に基づく情報提供と解釈され、提供している。

個人情報保護制度上の考え方は法第69条第1項で「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない」と規定。情報提供は法令に基づくため提供できる。また市と自衛隊は協定で「個人情報の管理に万全を期し、漏洩などが発生しないよう適正な管理を行う」と締結している。

旭川市も「個人情報保護法においても提供できる」個人情報を除外申請しない者は「同意したものとみなす」の考え方。

### ■呉市での展開の可能性

呉市では情報提供を書面で行い、それを本人にも家族にも知らせておらず、除外申請の制度もない。以上から旭川市と比べても大きな遅れを感じました。

人間にとて大事な個人情報が、本人・家族が知らない所で提供される。他の分野では個人情報の提供が問題にされるのに、こと自衛隊に提供する場合は違うことになり、行政の責任は問われないのか納得できない部分がでてきた。

奈良市などでは提供事務を本人から裁判に訴えられており、それには旭川も「結果を待つ」と消極的な答えで、名簿提供事務そのものに無理があるのではないかと感じました。

これらの問題を呉市民はどう考えているかがわかりません。本人・家族、あるいは市民がどうとらえているかわからず、その調査から取り組んでいけたらと思います。(奥田)

■調査先 旭川市 議会事務局（旭川市いじめ防止対策推進課）

■調査日 令和6年10月9日（水）15時00分～16時00分

■調査項目 「いじめ問題解決へのプロセスと条例制定について」

■対応者 旭川市いじめ対策推進部いじめ対策推進課 課長 鎌田 博文  
旭川市教育委員会学校教育部 副主幹 角地 祐輔

### ■調査目的

呉市において、いじめによる自殺に至る事案が発生し、いじめ問題再発防止に向けての取り組みを行ってきている。しかしながら、いじめへの取組みはなされているものの解決への確たる道筋は見えてはいない。また、いじめが全ての理由とは言えないにしろ不登校児童生徒の数も年々増加し、現在では500人を越えている。残念ながら、いじめや不登校児童生徒への対応策として効果があるとされる居場所（スペシャル・サポート・ルーム）づくりさえ選択肢も少なく、担当職員数の不足を含め、その環境づくりやいじめ問題への理解を含め課題は山積している。なんとしても児童生徒の命を守り、命を輝かす教育現場をこれまで以上に構築していく必要が市の重大責務のひとつと言える。

旭川市でのいじめ対策として取り組まれている「旭川モデル」を学ぶ中で、呉市でのいじめ対策や不登校児童生徒対策への一助になればと考える。

## ■調査内容

### 1. 「旭川モデル」の取組の背景について

いじめの重大事態への対処と再発防止の徹底ということで、いじめの重大事態の発生と対応経過について、令和3年3月に市立中学校に在籍する生徒が遺体で発見され、4月に総合教育会議・教育委員会会議の開催において、いじめの重大事態として認定する。5月にはいじめ防止等対策委員会での重大事態調査を行い、令和4年9月まで45回開催。令和4年4月に中間報告を公表。9月にいじめ防止等対策委員会が市教育委員会に調査報告書を提出。12月、市長がいじめ問題再調査委員会を設置し、令和6年まで22回開催。令和6年6月、いじめ問題再調査委員会が市長に報告書概要を提出。

再発防止対策の検討経過について、令和3年12月、市長自ら先駆的ないじめ対策を行う都市の視察調査（大津市、岐阜市、寝屋川市）令和4年5月、総合教育会議（5回開催）いじめ対策に関する府内検討会議（令和5年1月まで15回開催）6月、いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会（令和5年1月まで3回開催）12月、いじめ対策に関する有識者懇談会（令和5年2月まで2回開催）

市いじめ防止対策推進条例・市いじめ防止基本方針について、令和5年6月、旭川市いじめ防止対策推進条例施行。令和6年2月、旭川市いじめ防止基本方針改定。

### 2. いじめ防止対策「旭川モデル」の組織体制

- ・令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設（教育委員会の職員を市長部局に併任）
- ・市長部局が学校・教育委員会と一体となって、いじめの未然防止・早期発見・重大化の防止を図る。
- ・いじめ防止対策に係る情報・執務場所・支援方針を一元化し、児童生徒に寄り添った迅速な対応を実現。

### 3. いじめの積極的な把握

令和5年4月から、心理、福祉、教育の資格を持つ専門職を配置した、いじめ・不登校専門の相談窓口を開設。児童生徒や保護者から、学校を通さず直接相談・通報に応じ、心理面や福祉面の支援を実施。また、多様なツールで児童生徒や保護者などからの相談・通報に対応するために、子どもSOS電話相談、子どもSOS手紙相談、チャットによるいじめ相談（24時間・365日の対応を民間委託。年間経費980万円）教育委員会の取組みとして、学校からのいじめの疑いを含めた事案の全件報告やいじめアンケート調査などを実施。

### 4. 情報の一元化と迅速な初動対応

児童生徒や保護者からの相談・通報を受けた事案や、学校からの教育委員会への方向事案（困難ケース）などを事案受け継誤に直ちにいじめ防止対策推進部で情報共有・一元管理していく。緊急支援チームの学校派遣、また、週1回部内全職員が参加するいじめ対策会議で対処方針を協議していく。

### 5. 児童生徒への継続的な支援

被害児童生徒や保護者への聴き取りなどで、いじめに関する様々な問題解決に向けて、いじめの解消まで継続的にきめ細やかな支援に取り組んで行く。学校や教育委員会に対してもバックアップ体制をつくり、どのような悩みや問題が浮かび上がっているかなどを把握していく。いじめが無くなっていると判断してから（3ヶ月経過）本人はどんな思いでいるのかなども把握していく。

### 6. 「旭川モデル」の取組み成果

令和5年度いじめ認知件数6,147件で前年度比3.6倍と大きく増加。学校現場における「いじめ見逃しゼロ」の意識向上が図られている。いじめの相談件数も令和5年度101人で前年度比50.5倍と大きく増加。チャット相談数も令和5年8月から開始で児童生徒の相談が急増。184件の相談で46件がいじめ相談という結果。

## 7. 地域との連携によるいじめ防止対策の推進

令和5年6月に施行した「旭川市いじめ防止対策推進条例」について市民への説明会を10回開催。また、いじめ防止対策出前講座やいじめ防止・青少年育成サポーター制度など地域協働による地域社会全体でいじめ防止対策を推進している。

### ■呉市での展開の可能性

市長・教育長が先進市の訪問・研修に出かけられたことはすごいことだと思いました。それが首長部局のいじめ防止対策専門部署として、全国初の組織体制がつくられました。ただ早期発見の学校の体制が十分ではないと感じられました。人的配置がカギを握るのではないか。呉市でもその体制づくりの提案など行っていきたいと思います。(奥田)

いじめや不登校児童生徒の問題は、当事者と学校・教育委員会という限られた関係性の中で問題解決を目指す傾向が強いように感じる。なぜ、閉鎖的な関係性の中で問題を解決しようとするのだろうか。オープンにすれば組織や担当者としての責任や評価が問われるからなのか。情報公開を含めたオープンな形で、いろいろな視点や価値観の中で解決に向けての方向性を確認できるものであつてほしい。いじめられて傷つき、どうにかしてほしいと訴えて、解決に向けての話し合いで、また傷つくことのないように丁寧な取り組みが必要ではなかろうか。

旭川市いじめ防止対策推進条例の中で明確にうたっているのは「本条例に基づき、市は、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止など、いじめ防止等のための対策に取り組んでまいります」とある。学校や保護者や関係機関だけではなく、そこに市民の理解と協力を求め、よりオープンな形でのいじめ問題解決に向けて歩むことを目指している。まずは、いじめが起こっていることをマイナスと捉えるのではなく、いじめが見えてきていることをプラスと捉える環境づくりが必要であると強く感じる。閉鎖的な環境では問題の隠ぺいや感情的な言動から解決とは程遠い所へ進んでいく事もあるのではないか。

「旭川モデル」の取組み成果には驚かされる。令和5年度いじめ認知件数6,147件で前年度比3.6倍と大きく増加したことを、学校現場における「いじめ見逃しゼロ」の意識向上が図られていると評価している。また、いじめの相談件数も令和5年度101人で前年度比50.5倍と大きく増加している事や、チャット相談数も令和5年8月から開始で児童生徒の相談が急増し、184件の相談で46件がいじめ相談という結果にも非常に前向きというか好意的に現状を捉えていらっしゃる。現状を正しく認識する事からしか、問題解決に至らないという確固たる信念を感じる。やはりそうした信念に至ったのは、旭川市いじめ防止対策推進条例にあるのではなかろうか。呉市でも早急にいじめ防止対策推進条例の制定を行い、いじめ問題や不登校児童生徒問題に対し、腹を括った取り組みを実現すべきと考える。

旭川市いじめ防止対策推進条例の冒頭に次のように述べている。「…本市では教育委員会及び学校において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかつたと反省し、二度とこのような事が起こらないよう、これまでの取組みを見直すとともに、教育委員会及び学校が、いじめの問題への対応を最重要課題の

一つと認識し、同法に基づく対応が徹底されるよう、市が問題解決に取り組む組織体制を構築するなど、いじめの防止等のための対策を抜本的に改めることとしました。」この宣言を私たちはどの様に受け止めるべきか。問われているのは児童生徒の命をも奪ういじめ問題を我が事として受け止める事ができているかどうかに尽きる。さらに言えば、組織としての体裁や保身という弱さを、私たち一人ひとりが克服できているのかということである。失敗を繰り返さないために、自分たちが行ってきた取り組みを真摯に見つめ、方向性を見出す「羅針盤」として、呉市における「いじめ防止対策推進条例」制定の必要性を訴えていきたい。（久保）

■調査先 江別市 ココルクえべつ

■調査日 令和6年10月10日（木）13時00分～15時00分

■調査項目 「社会福祉の新たな地域モデルについて」

■対応者 社会福祉法人日本介護事業団 コーディネーター 明石 勝則

■調査目的 社会福祉の新たな地域モデルについて

#### ■調査内容

##### 1. 「法人のまちづくり」ビデオを視聴

家族に頼る事なく生涯をすごせるように5つの柱のもと活動されている。

① 社会福祉法人 ノテ福祉会 として活動

定期巡回介護・看護訪問、地域包括、ケア病棟、在宅介護、訪問リハビリ、等々

② 人材育成 医療大学にて「実践教育」を行なう。

2021年4月～月寒本キャンパスをオープン（5学科）

2022年4月～ソーシャルワーク学科・マネジメ

ント学科

2023年4月～認知症研究所

③ 障がい者と福祉として就労支援活動

就労継続支援A型事業所「なかま」江別

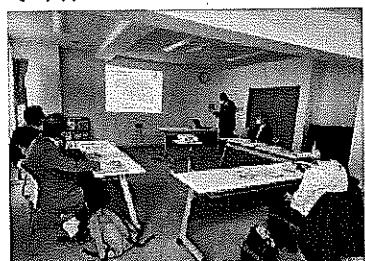
NPO法人シニアアクティブ

④ 農水産事業「つしまファーム」「とらふぐ養殖」

⑤ まちづくり 人口減少のまち江別市を総合力で支援をし、人口増でまちづくりに貢献。

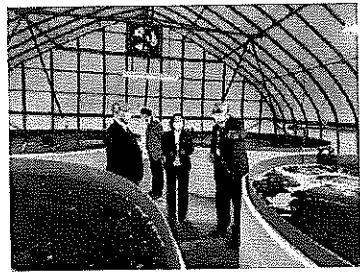
##### 2. 「江別市生涯活躍のまち ココルクえべつ」の活動状況

昭和39年（1964年）道営団地開発された大麻団地において、開発後40年が経過し、老朽化・空き家・空地などが目立つようになり、地域住環境への悪影響が生じる恐れがあることから、平成19年（2007年）大麻地区住環境活性化調査事業がスタートしている。平成21年（2009年）「大麻団地まちづくり指針」を取りまとめ、江別市長に提言。



江別市も早期に事業化へと考え、「江別市住みかえ支援体制整備事業」をスタートさせていた。

江別市は、平成29年（2017年）3月に、地域の特色を活用し、市民が市外に転出することなく障害にわたって安心して暮らし続け、また、若年層や障がい者など多様な主体が交流できる「共生のまち」実現を目指す、江別版「生涯活躍のまち」構想を策定された。



この構想のもと、計画し整備事業を開始されている。計画のポイントとして、

① 生涯にわたって安心して生活できるまちづくり

江別市民が住み慣れた地域で、生涯にわたり、医療・介護サービスの充実や生活利便性が確保され、安心した生活ができる。

② 若者や障がい者など、多様な主体との交流による「共生のまち」を実現

高齢者のみならず、障がい者、子どもを含め、社会保障の枠を超えて地域資源と「丸ごと」つながることで、地域に「循環」を生み出す共生社会を実現する。

③ 地域の特色ある社会資源を活用

江別市の4大学（酪農学園大学、北翔大学、札幌学院大学、北海道情報大学）、地元産業、商店街などを十分に活用し、魅力あるコミュニティーを形成する。

以上のポイントから、高等養護学校の誘致活動を行なっている大麻地区において、旧札幌盲学校跡地の一部を中心とした「大麻タウン型モデル」を選定した。

平成30年（2018年）事業者として社会福祉法人日本介護事業団が手を上げられた。

生涯活躍のまち整備事業では、令和2年（2020年）6回延べ138人のワークショップを開催し、「つながり」を大切に、できることを実践していきましょうと「生涯活躍のまち整備事業」を進めている。

令和3年（2021年）4月障がい者グループホーム、パン工房、レストラン、入浴施設の一部施設オープンを行ない、続いて、7月特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居住介護事業所、企業内保育所の一部施設をオープンさせている。また、9月には、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設をオープン。

「江別市生涯活躍のまち」の名称として、応募していただき「ココルクえべつ」が最優秀賞となり、地域交流・住まい・子育て支援・介護・医療の施策を推進されている。

就労継続支援A型事業所「なかま」江別は、人気店となっているうどんを打ち、レストラン「開拓うどん」店、レストラン「こう福亭」、パンを作り焼くお店「パン工房あさのわ」、温泉が出ることで「ココルクの湯」を営業している。障がい者の皆さんのが給料も10万～15万円も出せるほど、障がい者の皆さんのが熟練の技を取得したり、温泉業務を担われており、来客も多く、地元住民の方々にも支えて頂いている。

また、施設内のグループホームや他の施設の食事も作られている。レストラン「こう福亭」では、施設内で温泉を浸かって養殖を行なっている「とらふぐ」を活用して「コース」料理も出されている。この「とらふぐ」は固形えさを与えていたために毒がなく、

施設内の食事メニューでも活用されている。お年寄りには、「ふぐ」がかめないときがあるので、「雑炊」にして食べて頂いている。

研修に、養護学校の生徒さん達も来られ、職場の1つとして卒業後の働く場として、見聞きされている。

特に力を注がれているのが、地域交流拠点として施設の活用が図られている。

- ・あじさいパークゴルフ場（維持管理をあじさい会の皆さんのが担われている。）

- ・交流農園

個人や団体に貸すのではなく、施設内の方々と酪農学園大学や近くの高校・中学校の生徒さんたちが手伝って下さっている。

- ・交流広場

夏祭りや花火大会の日に合わせて交流会が行なわれ、札幌市内からもいろいろな障がい者グループの参加や地域の皆さんの参加をいただいている。小学生の職場体験の場所としても活用されている。

住まいにおいては、

- ・障がい者グループホーム「なかま江別」

ココルクえべつ以外で活動されている方も入居ができ、短期入所用の部屋もあり、相談支援事業所も1階に開設されている。

- ・サービス付き高齢者向け常宅「ゆうゆうじてき江別」

ワンルーム24室、1LDK20室、少し広い1LDK6室があり自治会組織を作られている。

- ・介護保険施設、特別養護老人ホーム日本介護江別

ユニット型個室80床ご飯を炊いていただくと1カ所で作られたおかずが届き温めて食べられるようにされている。

- ・看護小規模多機能型居宅介護江別

通い18名宿泊9名で、できる限り自宅で自立した生活を営めるよう、常駐する看護師の医療的ケアのもと、「看護サービス」「けあマネージャー」「通所」「訪問看護」「泊り」の5つのサービスを状況にあわせて一括提供

- ・介護老人保健施設日本介護江別

ユニット型個室80床

- ・子育て支援は企業主導型保育所「あさのわ保育園」

定員30名のうち、14名まで地域の皆さんにも利用してもらっている。

- ・交流サロンのC o C o カフェ（多世代交流の場）

子どもから高齢者まで交流を楽しめるサロンで毎月第2火曜日開催

- ・おでかけC o C o カフェ（地元商店街とのつながり）

毎月第1・3月曜日開催

あさのわひろば・おやこで遊べるひろば

小学校就学前の子どもたちの遊びの広場

江別市役所の保育士に子育てに関する不安や悩みを相談できる場

- ・つながるカフェ any（重度肢体不自由者・医療的ケア児親子交流サロン）

毎月第2土曜日開催

重度肢体不自由の方や医療的ケアが必要とする方と保護者などが集まり、気軽に

交流・情報交換できるサロン

- ・あそびの会（in ココルク、地域あそびのひろば）

毎月第1日曜日開催

小学生の子どもたちが思い切り遊べる会

もちろんママ・パパと一緒に楽しんでOK

子どもたちは大学生（大学連携）が相手をし、親同士の交流も支援している。

- こども盆踊り

- 和太鼓ミニコンサート（地元中学生とのつながり）

- 絵本のばくりっこ（ほんの交換会）

- とくいとありがとうをつなぐための茶話会（不登校の生徒さんとお年寄りの交流会）

- 参加型アート大作戦

- ココルクえべつ土壤改良プロジェクト・家庭菜園土づくり

- 学生が地域に出会う「ジモ×ガク」

大学生が地域・地元で学び、活躍する「学生地域定着事業」

学生は、ボランティアに参加希望、インターンシップに参加希望

地域は、学生のちからを借りたい、地域活動に参加希望

お互いが協力関係を結ぶ

- 施設の地域開放…特別養護老人ホーム「日本介護江別」内の会議室の無料で利用していただく。

- 「アジパンダ食堂」はフードロス商品を活用した地域食堂の開催

### ■吳市での展開の可能性

特養ホーム、就労支援、障害者グループなど、新しく整備され江別版「生涯活躍のまち構想」をもとにつくられている。働く人たちの真の姿は見えないものの、若年層や障がい者など多様な主体が交流できる「共生のまち」を目指されており、共感できるものでした。吳市でもこうした人たちが大事にされるよう目指されたらと思いました。今後の市の施策に問題意識をもって取り組みたいと思います。（奥田）

